# ● 主なご質問と回答 ●

〇固定資産税は、都市計画道路の予定線にかかっている土地を持っている人が影響を受けるということか。
⇒ご認識のとおりです。都市計画道路の区域に含まれる土地は、建築制限を踏まえ、固定資産税・都市計画税の評価において補正されている場合があります。都市計画道路を廃止することで、その補正がなくなり、税額に影響が出る可能性があります。
　税の詳細については、江戸川都税事務所 固定資産税班（03-3654-2151）へお問い合わせください。

〇区画街路第 25 号線が都市計画決定された経緯を教えて欲しい。
⇒平成 20 年 3 月に補助第 288 号線の都市計画変更に合わせて、周辺道路の交通の円滑化を図るために、新しく都市計画決定されました。決定当時から時間が経過しているため、今年度改めて検討した結果、都市計画道路として必要性は確認されなかったため、廃止の手続きを進めてまいります。

〇区画街路第 25 号線の予定線にかかっている土地を持っているのだが、将来的に土地を取られてしまうのか。
⇒今回の変更で、区画街路第 25 号線の都市計画が廃止されますので、土地をお譲りいただく必要がなくなります。

〇用途地域が変更されるのは、説明資料（スライド 11）の赤く囲われている箇所だけなのか。
⇒ご認識のとおりです。

説明会について、ご不明なことがございましたら、事務局までご連絡ください。
【原案説明会 事務局】
江戸川区　土木部　計画調整課　計画係　　電話：０３-５６６２-８３８９
受付時間　午前 9 時から午後 5 時まで（月～金（祝日を除く））